

○中山耕一委員長 予算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて二十分です。 柚木貴光委員。

○柚木貴光委員 自由民主党・県民会議の柚木貴光です。よろしくお願いいたします。

まず、再生可能エネルギー関連の予算について伺います。

宮城県環境基本計画によれば、我が県の年間の電力需要は一万四千ギガワットアワーであるのに対し、発電量は一万三千六百ギガワットアワーであり、おおむね需給は一致しております。しかしながら、一時的に需給が逼迫し節電要請が行われる事態も発生しており、電力需給は予断を許さない状況です。また、半導体工場の稼働により、今後大きな電力需要が発生すると思われれます。参考までに、TSMC熊本工場の年間の電力使用量は九百ギガワットアワーの見込みであり、JSMCも同程度だと仮定すると、たった一社で宮城県全体の七%の電力を消費することになります。このように電力需要の増加が見込まれる中、来年度予算では、再エネ電力の拡大を目的に、再エネ電力・調達マッチング支援費九百六十万円が計上されております。本事業の目的と具体的な内容について伺います。

○村井嘉浩知事 近年の世界的な脱炭素に向けた潮流を受けて、再エネ電力の活用など、脱炭素化に向けた取組がサプライチェーン全体に求められてきていると認識しております。そのため、本事業を通じて、県などが所有する未利用地を活用し、再エネ電力の需要家となる県内企業とのマッチングを行い、県内で生み出された再エネ電力を最大限活用することにより、県内産業の脱炭素化や競争力の強化を図っていきたいと考えております。事業の内容としては、まずは再エネ電力の需要家となりうる県内事業者の掘り起こしやニーズ調査を実施し、候補となる県有未利用地のリストアップや公募要領、事業者の選定方法などの検討を行っていく予定であります。その後、年度後半を目途に、土地の形状や日射など、条件のよい未利用地から優先的に公募・事業者選定を行う予定としております。

○柚木貴光委員 ありがとうございます。内容は、つまり県が保有する未利用地を太陽光発電事業者に提供して、更にそこで生み出された再エネ電力を県の需要家に提供する

という、土地と電力のマッチング支援事業だと理解いたしました。

その太陽光発電ですけれども、発電時にCO<sub>2</sub>を発生しないというメリットがある一方で、パネルの大量廃棄の問題、また、パネルの八割が輸入品で、そのほとんどが中国製という中国依存の問題がございます。国際環境経済研究所によれば、中国製パネルは新疆ウイグル自治区の石炭火力の電気で作られているため、あまりエコではなく、また、ウイグル人を強制労働させている可能性もあるため、アメリカはウイグル地区で製造されたパネルの輸入を禁止しております。今回予算化された再エネマッチング制度では、県が発電事業者を選定できますので、選定基準にパネルの製造地も加え、できれば、国産パネルを使う企業を優遇することで、国内で経済が循環するような制度にしていたきたいと思います。御所見をお伺いします。

○佐々木均環境生活部長 太陽光発電の導入推進に当たりましては、発電時に二酸化炭素を排出しないといったメリットのみならず、ライフサイクルコストや国内経済への寄与などについても、可能な限り考慮することが望ましいと認識しております。御提案のありました国産太陽光パネルの活用につきましては、事業者の公募・選定を行う際の評価項目の一つとするなど、今後前向きに検討してまいりたいと思っております。

○柚木貴光委員 前向きな御回答を頂きありがとうございます。人権デューデリジェンスの観点からも、人道的な問題にはくみせずに、また、国内の経済活性化に貢献するような制度にしていきたいと思っております。

そのほかの再エネ関連の予算として、小水力発電導入費十一億七千万円、ダム発電導入費一億五千万円が計上されております。小水力発電のほうは、白石市の南部山浄水場に、ダム発電のほうは七北田ダムに導入予定と伺っております。どちらも電力の供給先は未定とのことなので、ここからは提案ではございますが、これらの水力発電事業も先ほどの再エネ電力マッチング制度に加えてはいかがでしょうか。県が最終需要家と直接売買契約を結んで、再エネ電力を県内企業に安く提供し、競争力強化につなげ、それと同時に、電力の地産地消も実現したいと考えますが、御所見をお伺いします。

○佐々木均環境生活部長 近年、県内に設置されました太陽光発電施設で発電されました再エネ電力が、首都圏など県外需要家へ供給され、県外企業の競争力強化に用いられているケースが多く見受けられており、県といたしましては、環境価値の県外流出が課

題であると認識しております。そのため、知事を本部長としました宮城県環境政策推進本部会議を今月開催いたしましたして、県内で発電された再エネ電力等を県内企業へ優先的に供給し、県内企業の競争力強化につなげることなどを基本方針として定めるところでございます。この基本方針に基づきまして、県が設置する予定の小水力電力につきましても、ダムの水利権者等のステークホルダーの御意見を踏まえながら、県内需要家へ優先的売買を進めてまいりたいと考えております。

○柚木貴光委員　こちらにも前向きな御回答を頂いたと認識しました。ありがとうございます。今後、日本全体のことを言うと、二〇三〇年までは、省エネ技術が進展して日本全体の電力需要は下がっていくのですけれども、それ以降は、電気自動車だったりAIの普及で、電力需要は爆発的に増えていくという見込みですので、県内でも引き続き、発電能力の強化に取り組んでいただければと思います。

次に、介護業界の諸課題についてお伺いします。

介護保険給付費用負担金が二百九十三億円計上され、対前年でプラス七億円となっております。本負担金は年々増加の一途をたどっているため、介護予防を強化して負担金を抑制する必要があります。国としては、自治体の取組を推進するため交付金を用意しており、国の指標に基づく得点に応じて、各自治体に配分しております。宮城県の評価は高得点であり、取組が進んでいると言えますが、県内の市町村別の得点に向けて、平均点が千八十五点であるところ、最高点が川崎町の千八百十三点、低いところでは七ヶ宿町の三百九十四点であり、取組状況にはばらつきがございます。県としては、地域包括ケア総合推進支援費として約三千四百万円を計上し、市町村の取組を支援する予定ですが、具体的にどのように市町村を支援して、県民の介護予防と介護からの自立支援につなげていくのか、お伺いいたします。

○村井嘉浩知事　介護保険給付費用負担金につきましては、今後の高齢化の進展に伴い増加が見込まれておりまして、その抑制には、介護予防や自立支援の取組が大変重要であると認識しております。御指摘のありました国の指標に基づく交付金の評価結果では、市町村における介護予防等への取組に差が生じておりまして、地域間格差の拡大が懸念されております。県としては、国の評価結果を踏まえ、市町村ごとにデータ分析を行うほか、研修会の実施により、地域で活躍できる専門職の人材を育成するとともに、地域

ケア会議や通いの場へアドバイザーを派遣するなど、地域の実情に応じた、きめ細かな市町村支援を行ってまいりたいと考えております。ちょっと具体的なことではないのですけれども、まずはしっかりと市町村を支援してまいりたいということでございます。

○ 柚木貴光委員 今年には介護報酬の改定の年でもございまして、私も内容を見たのですけれども、例えば、今まではリハビリだけやっていれば加点されていたのが、リハビリと栄養と口腔を一体的に支援すると更に加点するといった、物すごく細かな変更が行われておりました。こういった様々な変化点も踏まえて市町村に御助言いただいて、市町村の保険者機能強化を進めていただければと思っております。

介護におけるもう一つの大きな課題は、人材不足でございます。我が県の介護職員の不足数は、令和七年度には約四千二百人に上ると推計されており、緊急対策が必要です。県としては、高齢者をはじめとする多様な人材の確保や介護のイメージアップを柱に人材確保に取り組み、また、ベトナムやインドネシアといった外国人人材の確保にも重点的に取り組んでいただいております。しかしながら現時点では、介護分野の有効求人倍率は四倍前後で推移しており、需要が供給に追いついていない状況です。今後、介護報酬のプラス改定や介護テックの進展等により、労務環境は改善していくと思われませんが、他業種でも賃上げや働き方改革が進展しており、なかなか介護業界への人材流入は期待できません。したがって、介護業界で働くための更なるインセンティブが必要だと考えております。それを考える上で参考になるのは、民間企業の福利厚生です。これは私の経験ですけれども、新入社員時代、お給料は低かったものの、寮の費用が格安だったので、可処分所得にはゆとりがございました。この経験から、例えば、介護人材に公営住宅を格安で提供し、可処分所得を増やすことで、他業種との差別化を図ることは有効だと考えます。県営住宅については、定期募集住宅一覧表を確認すると百七十七戸掲載されておりました、入居の余裕があることがうかがえました。また、この百七十七戸の外数に、市営だったり町営の住宅もございしますので、そちらも活用できれば、更に多くの住宅を供給できるかと考えております。この公営住宅活用による福利厚生施策は検討に値すると思いますが、見解をお伺いします。

○ 志賀慎治保健福祉部長 団塊の世代が全員後期高齢者になる令和七年度には、約四千人の介護職員の不足が見込まれておりました、介護人材の確保は喫緊の課題であると認

識してございます。このため、県におきましては、外国人介護人材の確保や若年層への普及啓発等を中心に、人材確保の取組を積極的に推進しているところでございます。御提案を頂きました、介護業界で働く方に対して公営住宅を格安で提供することにつきましては、地域の実情に応じて、現状制度ですと目的外使用として活用することが、制度上は可能となっていることでございますが、公営住宅を必要としている低所得者の入居を妨げないことや、従来から入居している方との公平性に配慮した家賃設定が必要であるといった課題はあるかと考えてございます。県といたしましては、人材確保に向けまして、これまでの取組にとらわれることなく、御提案いただきましたような様々なインセンティブを含め、他の自治体の事例を調査するほか、関係団体等の意見も伺いながら、今後の施策をしつかりと検討してまいりたいと考えてございます。

○ 柚木貴光委員 今部長が申し上げたとおり、公営住宅は生活困窮者のためのセーフティネットの役割もございます。一方で、全国に目を向けてみると、公営住宅の空き家活用というのは進んでおりますので、その辺のバランスも見ながら御検討いただければと思っております。

次に、学校に通えない児童生徒関連の予算についてお伺いします。

不登校対策は予算を拡充しながら対応しているところであり、学び支援教室支援事業においては、出席率が向上するなどの効果が出ております。一方、教員の皆様からの声として、今不登校である児童生徒への支援は充実してきている反面、過去に不登校だった人、つまり、不登校により十分な義務教育を受けられないまま卒業した生徒への支援が不足しているとの声が上がっております。我が県の中学校では一学年当たり約千三百人の不登校生徒がおり、彼らは知識の習得のいかに問わず卒業していきますので、毎年千人を超すペースで、十分な教育を受けていない県民が増え続けている可能性があります。十分な教育を受けていないと、行政手続の際に漢字が書けなかったり、進学や就職の幅が狭まったりと、生活上弊害が生じます。国としては、教育機会確保法において、夜間中学の設置等を通して教育機会を確保するよう定めており、県としても、県民の教育水準の維持・向上に向け、教育機会の確保は必要な取組だと考えております。そこで伺いますが、来年度の不登校支援関連の予算において、不登校のまま学齢期を過ぎてしまった方への学習支援が含まれているのか、お伺いします。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 義務教育段階の学びが十分に身につかないまま学齢期を過ぎてしまった方への学習支援は大切であるというふうに認識しております。我が県では、中学校において学校に登校していない生徒のほとんどは、卒業後は高等学校等に進学しており、教育の機会が確保されていると考えております。県立高等学校においては、義務教育段階の学びが十分身につけていない生徒に対しては、放課後の時間を活用したり、特別な学び直しの科目を設定するなどして、一人一人に応じた学習支援に努めております。また、夜間中学については、県教育委員会と市町村教育委員会との間で協定書を締結し、令和五年四月に、全ての市町村在住者を対象とした夜間学級が仙台市立南小泉中学校内に開設されたところです。令和五年度は十五名が入学しており、令和六年度は七名の入学を予定しております。県教育委員会といたしましては、不登校支援関連の予算において、学校に登校しないまま学齢期を過ぎた方への学習支援のための特別な措置は行っておりませんが、夜間中学において学習の機会を確保しているほか、県立の定時制高校や通信制高校での科目履修の制度を活用し学習支援を行っており、引き続きこうした取組を通じて、義務教育段階の学びが十分に身につけていない生徒に対し、学習支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○柚木貴光委員 今御答弁の中でありました夜間中学校についてなのですが、私、先日視察に行っていました。見てみると、生徒個々のニーズであったり学力に応じて、きめ細かい指導が行われておりました。生徒のお話も聞くことができまして、大変満足度が高いです。義務教育期間中に中学校の青春だったり思い出が抜けてしまっている方々なので、それを埋め合わせるためにも非常に良い学校だということをお聞きしました。もし今後ニーズが高まったら、新設することも視野に御検討いただければと思っております。

今の質問に関連しまして、みやぎ子どもの心のケアハウス事業においては、業務の一環として、不登校生徒への進路選択の支援もございます。昨今、義務教育後の進路は多種多様であり、高校でいえば、定時制、通信制、フリースクールに加え、オンライン授業だけで高卒資格が取れるN高等学校などの選択肢がございます。更に、地域みらい留学という、生活する場を大きく変えて日本国内の高校に留学できる制度もございます。不登校の子供たちには、ぜひ多種多様な選択肢があることを知っていただきたいのです。

けれども、県で行っている心のケアハウス事業や学び支援教室事業においては、どのような進路指導を行っているのかお伺いします。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 中学校における学校に登校していない生徒の進路指導については、本人の思いを第一に据え、学級担任を中心に、学校や家庭、学校以外の学びの場等が連携し、多種多様な選択ができるような情報を提供しながら、自己決定及び自己実現に向けて、生徒一人一人の状況に応じた支援を行っております。市町村が設置している教育支援センターとしての機能を持つみやぎ子どもの心のケアハウスにおいては、学校と連携し、情報を共有しながら、個に応じた学習支援のほか、希望する進路についての情報提供や面接練習等を実施するなど、生徒に寄り添った支援を行っております。校内に設置している学び支援教室では、専任教員や教科担任による学習支援を行っております。専任教員は、生徒やその保護者と日常的に相談活動を行う中で、将来に希望を持って進路選択ができるよう、学級担任と連携して必要な助言等を行っております。県教育委員会といたしましては、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、市町村教育委員会を支援してまいりたいと考えております。

○柚木貴光委員 学校に通えない児童生徒の対応というのは、私は十四歳のときから取り組んでおりまして、中学校のとき生徒会長を務めていて、そのときは望ましい成果は得られなかったのですけれども、今、このように県議会議員として、より多くのそういった児童生徒を救える立場になりましたので、引き続き、この問題にはしっかりと注力して頑張つてまいりたいと思います。その決意を述べて終わらせていただきます。ありがとうございました。